

平成 27 年 5 月 1 日 新上五島町長 殿	記入例	整理番号	
〒 857 - 4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585番地1		フリガナ	シンカミ タロウ
提出日を記入		氏名	新上 太郎 新上
電話番号 0959-53-1111		性別	男 ・ 女
		生年月日	明・大 昭・平 1 年 8 月 1 日

あなたが支出した新上五島町に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に「住所、電話番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日」を記載し、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例が適用される寄附金は、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する寄附金(同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなく、申告の特例の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した申告書を提出してください。

寄附金受領証明書に記載の年月日及び寄附金額を記入

1. 新上五島町に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 27 年 4 月 1 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者である場合に限りチェックする

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 新上五島町に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項)の規定による申告書を提出する義務がない者
- (2) 新上五島町に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日現在、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受け、申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出)

特例申請で寄附をする団体数が、年間で5団体以下であると見込まれる場合に限りチェックする

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住所	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1	受付日付印
氏名	新上 太郎 殿	

受付団体名	新上五島町
-------	-------